

## 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県土地収用事業認定審議会条例		
条 例 番 号	平成 14 年神奈川県条例第 42 号	法 規 集	第 12 編第 1 章
所 管 部 局 室 課	県土整備部用地課		
条 例 の 概 要	土地収用法第 34 条の 7 の規定に基づき調査審議する「神奈川県土地収用事業認定審議会」の組織及び運営に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	土地収用法第 34 条の 7 第 1 項により都道府県に設置することとされている神奈川県土地収用事業認定審議会（以下「審議会」という。）について、同条第 2 項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性  （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	審議会は、事業認定に関する処分の公正性等を確保することを目的に知事が意見を聴く機関であり、本県における土地収用法の適正な運用のために有効に機能するものである。	平成 14 年度・平成 16 年度・平成 18 年度・平成 20 年度に開催
	効率性  （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	審議会の委員は、土地収用法改正時の国会における付帯決議に従い、法学界・法曹界・都市計画・環境・マスコミ・経済界から選出した学識経験者 7 人で構成されており、効率的な調査審議を行うことができる。	委員の内訳は、法学界・法曹界・都市計画・マスコミ・経済界の各分野から 1 名ずつ、環境分野から 2 名となっている。
	基本方針適合性  （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	審議会を原則公開とする等、「行政システム改革基本方針」及び「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」に沿った運用を行っている。 また、女性委員を 3 人登用しており、「かながわ男女協働参画推進プラン」にも適合している。	
	適法性  （ 憲法、法 令に抵触 しない か。 ）	土地収用法に基づく審議会としての必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)